

令和元年度答申第15号  
令和元年6月7日

諮問番号 令和元年度諮問第9号（令和元年5月7日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げており、その事業の中には、「遺族の就学の援護」が含まれている。

なお、労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定するが、当該基準を定めた厚生労働省令は制定されていない。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成28年10月19日、B地に出張中、Rホテルで倒れているところを発見され、虚血性心疾患で死亡したことが確認された。

（死体検案書、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書、決定書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成28年12月26日、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請（本件申請）をした。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、平成29年11月29日、上記(2)の遺族補償年金及び葬祭料の支給請求に対し、「本件は、労働基準法施行規則第35条別表第1の2第8号「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく憎悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に不随する疾病」とは認められない」との理由を付して、遺族補償年金の全部及び葬祭料の全部をいずれも不支給とする決定（以下これらを併せて「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をし、同年12月4日、その通知書を審査請求人に発送した。

（労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知（遺族補償年金に係るもの）、労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知（葬祭料に係るもの））

- (4) 処分庁は、平成29年11月29日、本件申請に対し、本件不支給決定をし、同年12月4日、その通知書を審査請求人に発送した。

なお、処分庁は、上記通知書の様式が誤っていたとして、審査請求人にもその旨説明した上で、平成30年2月20日、正しい様式による通知書を審査請求人に発送したが、この通知書には不支給とした理由が記載されていない。

(労災就学等援護費不支給決定通知)

(5) 審査請求人は、平成30年1月30日、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、C労働者災害補償保険審査官は、平成31年1月31日、当該審査請求を棄却する決定をした。

(労働保険審査請求書、補正書、決定書)

(6) 審査請求人は、平成30年2月7日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和元年5月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 本件審査請求の要旨

本件労働者は過重労働が原因で死亡したのは明らかであるから、本件不支給決定の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「本件支給要綱」という。）の3の(1)のロにおいて、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（・・・）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」とされている。

処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定をしている。また、C労働者災害補償保険審査官は、本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。

したがって、審査請求人は、本件支給要綱の3の(1)のロに掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

以上によれば、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件不支給決定に

違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求受付：平成30年2月7日

審理員の指名：同年8月7日付け（本件審査請求受付から6か月）

審理員意見書提出：同年12月12日

本件諮問：令和元年5月7日（本件審査請求受付から1年3か月）  
（審理員意見書提出から約5か月）

- (2) そうすると、本件では、審査庁による審査請求受付から審理員の指名までに6か月を要しており、また、審理員意見書の提出から当審査会への諮問までに約5か月を要しているが、いずれの手續にも、これだけの長期間を要する事情があったとは認められない。

なお、審理員意見書の提出から当審査会への諮問までの手續に約5か月を要した理由について、審査庁は、労災就学援護費の支給対象者は遺族補償年金受給権者と定められているから、本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定及び当該決定に対する再審査請求の有無を確認した後に当審査会への諮問をしたためであると説明している。しかし、遺族補償年金等に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられている現行制度の下では、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めることが求められているというべきである。他方で、後記のとおり、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金等の支給決定がされていることを前提としているから、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金等の不支給決定に対する不服の手續の中で争うことができる制度設計とすれば、二つの審査請求の手續を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担を軽減することにつながるとともに、簡易迅速かつ公正な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条）にも資することになると考える。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、労災保険法29条1項2号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金等の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。本件支給要綱が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第8号に掲げる業務上の疾病によるものとは認められないとして、本件遺族補償年金等不支給決定がされている（上記第1の2の(3)）から、本件労働者は、被災労働者ではなく、したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

## 3 付言

(1) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している（上記第1の1）にもかかわらず、当該基準を定めた厚生労働省令は、これまで制定されておらず、労災就学援護費の支給は、通達が定めた本件支給要綱に基づいて行われているにすぎない。

平成15年に最高裁判所が「労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利（注：労災就学援護費の支給請求権）に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分当たると解するのが相当である。」（最高裁平成15年9月4日第一小法廷判決）と判示して、労災就学援護費の支給に関する決定が処分であることを明言した以上、当該処分は法令に定め

る基準に基づいて行われるべきである。当審査会は、労災就学援護費の支給を含む社会復帰促進等事業に係る諮問に対し、累次にわたり、労災保険法に基づく厚生労働省令の制定が求められると指摘してきた（アフターケアに係る健康管理手帳の交付に関する平成29年度答申第28号、第34号、第35号、第42号及び第47号並びに平成30年度答申第56号、義肢等補装具の購入等に係る費用の支給に関する平成29年度答申第41号、労災はり・きゅう施術特別援護措置に関する平成29年度答申第48号、労災就学援護費に関する平成30年度答申第15号、第43号及び第59号並びに平成31年度答申第1号）ところであり、審査庁における真摯な検討と対応が求められる。

- (2) 本件不支給決定については、処分庁が、当初の通知書の様式が誤っていたとして、正しい様式による通知書を送付した結果、審査請求人に不支給決定の理由が示されないこととなった（上記第1の2の(4)）。

労災就学援護費の支給は、被災労働者の遺族の援護を図るための事業として行われるものであり、保険給付としての遺族補償年金等の支給決定がされた者に対し、更なる援護として支給されるものである（上記2）から、本件では、審査請求人が遺族補償年金等の支給決定を受けていないため、労災保険法29条1項2号の要件に該当しないことが不支給決定の理由であるということを審査請求人が理解することができるように説明する必要がある。

なお、上記のとおり、本件で不支給決定の理由が示されなかったのは、本件支給要綱が定めている様式（「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号））に「支給変更・不支給の理由」を記載する欄が設けられていないことにそもそもの原因があると考えられるので、当該様式の改善が望まれる。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

|   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|----|
| 委 | 員 | 原 |   |   | 優  |
| 委 | 員 | 中 | 山 | ひ | とみ |
| 委 | 員 | 野 | 口 | 貴 | 公美 |